

## 仕様書

1. 件 名            インクジェット複合機賃貸借（長期継続契約）
2. 業務内容        インクジェット複合機の賃貸借及び設置、設置等に付帯する一切の業務
3. 納品及び設置場所      那須烏山市中央 1－1－1（那須烏山市役所烏山庁舎）  
2 階   事務処理センター
4. 賃貸借期間  
5 年（6 0 ヶ月）
5. 機器の仕様

|    | 項目            | 内容                                                |
|----|---------------|---------------------------------------------------|
| 1  | 機器区分          | A 3 カラー複合機                                        |
| 2  | プリント方式        | インクジェット方式                                         |
| 3  | 導入機器の状態       | 新品                                                |
| 4  | インク           | 4 色または 5 色顔料インクカートリッジ                             |
| 5  | 原稿サイズ         | 最大 A 3 サイズ相当                                      |
| 6  | 複写サイズ（原稿・用紙）  | 最大：A 3 相当（297mm×432mm）<br>最小：ハガキサイズ相当（90mm×148mm） |
| 7  | 消費電力          | 最大消費電力：1,200W（本体のみ）以下                             |
| 8  | プリント解像度       | 最高：600×600dpi                                     |
| 9  | 用紙種類          | 普通紙（再生紙含む）、郵便ハガキ、封筒、郵便ハガキ（インクジェット紙）               |
| 10 | 印刷速度          | 100 枚/分（A 4 横片面印刷時カラー・モノクロ）以上                     |
| 11 | 給紙装置          | カセット 3 段（1 段 500 枚）以上+手差しトレイ 100 枚以上              |
| 12 | 後処理機（フィニッシャー） | 手前 1 箇所留め/奥側 1 箇所留め/端面 2 箇所留め                     |
| 13 | 本体装着時の占有寸法    | 幅 1,903×奥行 1,388（mm）以下                            |

参考機種…EPSON 製 (LX-C10060) または RISO 製 (ORPHIS GN7630) 同等品以上

6. 設置の仕様等
- (1) 搬入・設置の日時については発注担当者と協議すること。
- (2) 設置の際には設置部分以外の施設等に損害を与えないよう細心の注意を払うこと。

(3) 設置にあたり、作業時間、作業工程、工具及び材料置場、その他必要な事項については発注者と別途協議の上決定する。

(4) 車両の出入りや作業中は、職員及び来庁者の安全に十分注意し、作業時間は窓口サービスへ支障がないものとする。

(5) 設置の際に発生したゴミ等は必ず持ち帰ること。

(6) 設置後は、整理整頓及び清掃を行い、現状回復すること。

(7) 設置に係る設定費については、搬入及び設置、オプション等の取付けを含むものとする。

## 7. 保証、故障対応について

(1) 受注者は、故障が発生した際の連絡先を必ず発注者に伝えること。

(2) 上記連絡先に変更等が生じた場合は、受注者は速やかに発注者に連絡すること。

(3) 複合機等の保証は次のとおりとする。

### ア 保証範囲に含むもの

(ア) 正常な使用状態（取扱説明書、本体貼付ラベルなどの注意書きに従った使用状態）での故障・損傷

(イ) 各種部品の劣化による故障・損傷

(ウ) 鳥獣害及び虫の混入による故障・損傷

(エ) 火災、天災、公害、異常電圧、誘導雷、塩害等の外部要因に起因する故障・損傷

(オ) 設置時等の輸送、移動時の落下、衝撃等で生じた故障・損傷

上記における故障が発生した場合、基本修理費、技術費、部品費は不要とする。ただし、補修用性能物品（機器の性能を維持するための必要な部品）の在庫切れ等で修理サービスが提供できない場合、同等機種への交換を実施すること。

### イ 保証範囲に含まないもの

- (ア) 不当な修理や改造による故障・損傷
- (イ) 天災のうち地震、津波、噴火に起因する故障、損傷
- (ウ) 消耗品が損傷し取替えを要する場合の消耗品の物品費用及び交換作業費用

## 8. 検収方法等

(1) 試験成績書に基づき規定の動作確認後、特に問題がない場合に限り検査合格書を提示する。引き渡し後合格書の提示がない場合、8日後をもって合格とする。いずれにおいても、設置日以降、業務使用に支障のないことを確認すること。

(2) 購入品の取り違いや損傷が発見された場合は、発注者と協議の上、速やかに交換等の対応を行うこと。また、庁舎の損傷等が生じた場合で受注者の工事・設置作業に起因すると認められる場合、受注者は発注者に対し相当額を補償しなければならない。

## 9. 複合機の設置

(1) 複合機の設置については、令和8年10月30日までに完了させ、令和8年11月1日から使用できるようにすること。

(2) 設置に係る費用については、受注者が負担すること。

## 10. リース期間後の機器の撤去

(1) 今回設置する機器は次回設置業者が発注者の指定した場所（敷地内）に集積するので受注者の責任において契約終了後速やかに処分すること。

(2) 機器の処分に要する費用は受注者が負担すること。

## 11. その他

(1) 複合機の操作手順及び利用方法等について発注者と打ち合わせの上、設定に反映させること。

(2) 機器設置後は、発注者に機器の取扱い、保守運用方法について十分な説明を行い、複合機の操作手順についての操作マニュアルを適宜作成すること。

(3)その他、本仕様に定めのない事項で疑義が生じたときは、発注者と協議しその指示に従うこと。